NEWS RELEASE

令和2年(2020年)7月2日(木)

報道関係各位



県外からプロ人材を副業・兼業形態で活用した場合の交通費等を助成します! ~「地域外副業・兼業人材活用促進事業助成金」募集開始~

NICO(公益財団法人にいがた産業創造機構)では、当機構内に設置する「新潟県プロフェッショナル人材戦略拠点」を通じて、県内企業の成長戦略実現や経営課題の解決を図るため、プロフェッショナル人材のマッチングを支援しています。

新型コロナウイルス感染症の影響により、首都圏一極集中のリスクが顕在化したため、都市部 に暮らしながら移住せずに副業・兼業するという新しい働き方が注目されています。

そこで、県外のプロフェッショナル人材を副業・兼業の形態で活用する県内企業を支援するため、企業が負担する交通費及び宿泊費を助成する「地域外副業・兼業人材活用促進事業助成金」の募集を開始します。

ついては、本事業の募集について、ぜひ報道等でお取り上げくださるようお願いいたします。

【助成金の概要】

1 助成対象者

新潟県内に事業所を有する中小企業者であり、新潟県プロフェッショナル人材戦略拠点を 通じて副業・兼業形態で県外のプロフェッショナル人材をマッチングした者

2 助成対象経費

副業・兼業プロ人材の活用に係る交通費(往復交通費1万円以上に限る)及び宿泊費

3 助成率

助成対象経費の2分の1以内

4 助成限度額等

- ・助成対象人数は1事業者につき年間1人まで(1人あたり往復移動回数:最大5回まで)
- ・1回の往復移動に係る交通費及び宿泊費の上限額:45,800円

5 申請期限

副業・兼業人材の従事開始日14日前または令和3年1月29日(金)のいずれか早い日まで

◆ **副業・兼業プロフェッショナル人材**とは、県外企業で本業に従事しながら、地方の中小企業において副業・兼業の形をとり、新分野進出や経営課題の解決等で即戦力となる人材のことをいいます。

【添付資料】 募集チラシ

<この件に関するお問い合わせ先>

(公財) にいがた産業創造機構 企画チーム 担当:武藤、大滝 〒950-0078 新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル9階 TEL: 025-246-0038(直通) FAX: 025-246-0030 E-mail: kikaku@nico.or.jp



~地域外副業・兼業人材活用促進事業助成金~

プロ人材を副業・兼業形態での活用時に交通費等を助成します!

新潟県プロフェッショナル人材戦略拠点では、地域企業が新事業や新販路の開拓など、積極的な「攻めの経営」への転換に必要となるプロフェッショナル人材の採用をサポートしています。 この事業は、県外から副業・兼業プロフェッショナル人材を受け入れる県内企業が負担する交通費及び宿泊費の一部を助成するものです。ぜひご活用ください!

令和2年度助成金の概要

| 助成対象者 | ・新潟県内に事業所を有する中小企業者 ・新潟県プロフェッショナル人材戦略拠点を通じて副業・兼業形態で新潟県外のプロフェ ッショナル人材をマッチングした者 | |
|--------|--|--|
| 助成対象事業 | ・新潟県プロフェッショナル人材戦略拠点を通じてマッチングされた県外の副業・兼業人材が、当該人材を活用する助成対象者の事業所等を実際に訪れて業務に従事するため、県外の住所地等と県内の目的地の間を移動する場合。 ・副業・兼業人材が従事する業務は、プロフェッショナル人材としての知見・ノウハウを活用し、企業の課題解決に資するような業務であることとする。 | |
| 助成対象経費 | ・副業・兼業人材が、当該人材を活用する助成対象者の事業所等を実際に訪れて業務に従事する場合に、助成対象者が負担する当該人材の県外の住所地等と県内の目的地の間の移動に要する交通費及び宿泊費 ① 交通費は公共交通機関を利用した場合に限るものとする。 (ただし、業務の都合上やむを得ない場合を除き、原則としてタクシーは除く) ② 食費は対象外とする。宿泊費に食費が含まれている場合は、食費相当額を減額するものとする。 | |
| 助 成 率 | 助成対象経費の 1/2 以内 | |
| 助成限度額 | ・1回の往復移動に係る交通費及び宿泊費は宿泊日数に関わらず 45,800 円 ・ただし、1回の往復移動に伴う交通費が1万円未満の場合は対象外とする | |
| 助成対象人数 | ・1事業者につき年間1人まで (1人あたり往復移動回数:最大5回まで) | |
| 交付申請期限 | 副業・兼業人材の従事開始日 14 日前 または 令和 3 年 1 月 29 日のいずれか早い日まで ※申請書等の様式は N I C Oホームページ(https://www.nico.or.jp/)から ダウンロードできます。 | |

- ◆**副業・兼業プロフェッショナル人材**とは、県外企業で本業に従事しながら、地方の中小企業において 副業・兼業の形をとり、新分野進出や経営課題の解決等で即戦力となる人材のことをいいます。
- ◆中小企業とは下記区分ごとの「資本金の額又は出資の総額」または「常時使用する従業員の数」の いずれかを満たす会社をいいます。

| 業種分類 | 資本金の額又は出資の総額 | 常時使用する従業員の数 |
|--------|--------------|-------------|
| 製造業その他 | 3 億円以下 | 300 人以下 |
| 卸売業 | 1 億円以下 | 100 人以下 |
| 小売業 | 5 千万円以下 | 50 人以下 |
| サービス業 | 5 千万円以下 | 100 人以下 |

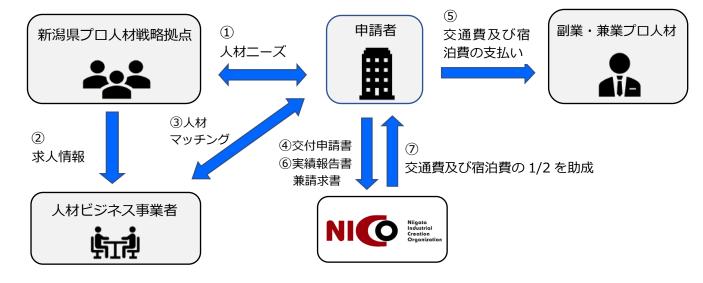
■問い合わせ・申請書類提出先

〒950 – 0078 新潟市中央区万代島 5番 1号 万代島ビル 10 階 公益財団法人にいがた産業創造機構内 新潟県プロフェッショナル人材戦略拠点事務局 TEL: 025(246)0024 FAX: 025(246)0033 メール: projinzai@nico.or.jp

令和2年度

地域外副業・兼業人材活用促進事業助成金について

1. イメージ



2. 申請手続きの流れ

(1) マッチング成立(採用内定)



(2) 助成金の交付申請

(副業・兼業人材の従事開始日14日前または令和3年1月29日のいずれか早い日まで)

【提出書類】

- ① 助成金交付申請書(第1号様式)
- ② 当該副業・兼業人材を活用することが証明できる書類(雇用契約書、業務委託契約書など)



(3) 助成金の交付決定



- (4) 業務開始(交通費・宿泊費の支払い)
 - ※申請金額の増減変更は第2号様式、事業中止の場合は第3号様式の提出が必要です。



(5) 実績報告(助成事業が完了した日から起算して 10 日を経過した日、または令和 3 年 2 月 28 日 のいずれか早い日まで)

【提出書類】

- ① 助成金実績報告書兼請求書(第4号様式)
- ② 副業・兼業人材が実施した業務の成果等を証明できる書類(業務報告書など)
- ③ 交通費及び宿泊費を支払ったことを証明できる書類(領収書、振込明細書など)



(6) 実績報告の確認



(7) 助成金の支払い